

○障害者基本法（抜粋）

（障害者基本計画等）

第9条

- 2 都道府県は、障害者基本計画を基本とともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たつては、地方障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。
- 8 第2項又は第3項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

（地方障害者施策推進協議会）

第26条 都道府県（地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、地方障害者施策推進協議会を置く。

- 2 都道府県に置かれる地方障害者施策推進協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 都道府県障害者計画に関し、第9条第5項（同条第9項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
 - 二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議すること。
 - 三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- 3 都道府県に置かれる地方障害者施策推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

○岡山県障害者施策推進協議会条例

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第26条第3項の規定に基づき、岡山県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

（委員）

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- 一 関係行政機関の職員
 - 二 学識経験のある者
 - 三 障害者
 - 四 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- 2 前項第二号から第四号までの委員の任期は、2年とする。
ただし、同項第二号から第四号までの委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 第1項第二号から第四号までの委員は、再任されることができる。

（会長）

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、保健福祉部において行う。

(その他)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

○岡山県障害者施策推進協議会運営要綱

岡山県障害者施策推進協議会条例（昭和46年岡山県条例第50号）第6条の規定に基づき、岡山県障害者施策推進協議会運営要綱を次のように定める。

(所掌事項)

第1条 岡山県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）は、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議に関する事務を行うものとする。

(会議)

第2条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

(議長)

第3条 会長は、会議の議長となり、議事を整理するものとする。

(部会)

第4条 協議会は、所掌事項にかかる専門事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、会長の指揮を受け、部会の事務を掌握し、部会の経過及び結果を会長に報告する。

5 部会の運営その他に關し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(説明聴取)

第5条 会長は、必要に応じ適當と認める者の会議への出席を求め、その説明又は意見を求めることができる。

(議事録)

第6条 会長は、議事の経過について議事録を作成するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

(附則)

この要綱は、昭和55年9月2日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成6年6月1日から施行する。